

広島県教育委員会教育長告示第五号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条の規定によって、仙石庭園銘石ミュージアムに係る博物館登録原簿の登録を次のとおり変更した。

令和三年七月二十六日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

一 変更事項

1 設置者の住所

2 博物館の所在地

二 変更内容

区分	設置者の住所	博物館の所在地
新	東広島市高屋町高屋堀一五八九番地七	東広島市高屋町高屋堀一五八九番地七
旧	東広島市高屋町高屋堀一五〇〇	東広島市高屋町高屋堀一五〇〇
変更年月日	令和三年四月六日	令和三年四月六日